

自動車整備技能登録試験(学科・実技)実施のご案内

受付期間

令和8年1月19日(月)～1月23日(金)

試験日・実施種目等

学科(筆記)試験

令和8年3月22日(日)

会場: TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

ラウンド	実施種目	入室時間	試験時間
1	3級自動車ジーゼル・エンジン 3級二輪自動車 2級ジーゼル自動車 自動車車体	8時45分 ～ 9時05分	9時20分 ～ 10時40分 (3級は10時20分まで)
2	3級自動車シャシ 2級ガソリン自動車 自動車電気装置	10時45分 ～ 11時05分	11時20分 ～ 12時40分 (3級は12時20分まで)
3	3級自動車ガソリン・エンジン 2級自動車シャシ 1級小型自動車	12時50分 ～ 13時15分	13時30分 ～ 15時10分 (3級・2級は14時30分まで)

※出題形式: 全問4肢択一式でマークシート方式 ※簡易な電卓(計算機能のみ)の使用可(文字入力・通信機能付きは使用できません)

※出題数: 1級は50問、2級(ガソリン・ジーゼル)・電装・車体は40問、3級・2級シャシは30問

※昨年度の合格基準: 1級は8割以上の正解、2級・3級・電装・車体は7割以上の正解(1級・2級は分野別責任点あり)

学科(口述)試験

令和8年5月10日(日) 1級小型自動車

会場: 未定 ※1級小型の筆記試験合格者が対象です。

出題数: 2問 (①故障診断②整備方法③整備後の説明④その他) 計10分

実技試験

令和8年8月23日(日) 1級小型自動車

会場: 未定 ※口述試験合格者が対象です。

出題数: 4問 (①基本工作②点検・分解・組立・調整及び完成検査③修理④整備用試験機・計量器及び工具の取扱い) 計40分



* 機械、自動車、電気又は電子に関する学科について

科目名で判断できない場合は、履修内容を国交省に確認することになります。

確認には時間を要する為、教育部へ事前にお問い合わせください。受付期間を過ぎてしまうと受験できなくなります。

※その他登録試験事務規程に準ずる

(注) 自動車整備技能登録試験事務規程の一部改正(令和7年7月18日施行)により実務経験期間が改正されました。

1級小型自動車

試験日の前日(令和8年3月21日)において、2級自動車整備士資格(シャシを除く)取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)	2級自動車整備士資格(シャシを除く)取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない者
一種養成施設	1級課程

口述試験

次のいずれかの1級小型自動車の筆記試験合格者

令和6年3月・令和7年3月・令和8年3月 実施の登録学科(筆記)試験

※口述試験合格者が、免除期間中に再度口述試験から受験することはできません。

実技試験

次のいずれかの1級小型自動車の口述試験合格者

令和6年5月・令和7年5月・令和8年5月 実施の登録学科(口述)試験

2級(ガソリン・ジーゼル)

試験日の前日(令和8年3月21日)において、3級自動車整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない者	2年以上(令和6年3月以前3級資格取得者)
高校、専修(各種)学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年4ヵ月以上(令和6年11月以前3級資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上(令和7年3月以前3級資格取得者)
一種養成施設、認定大学	2級課程	3級資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

3級(シャシ・ガソリン・ジーゼル・二輪)

試験日の前日(令和8年3月21日)において、自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)		自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない者	6ヵ月以上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	3ヵ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
一種養成施設	2・3級課程	
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者	3級自動車シャシ受験者は実務経験不要	
自動車電気装置整備士の資格取得者	3級自動車ガソリン・エンジン受験者は、実務経験不要	3級自動車ジーゼル・エンジン受験者は、実務経験不要

2級自動車シャシ

試験日の前日(令和8年3月21日)において、3級自動車整備士又は自動車タイヤ若しくは車体整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士又は自動車タイヤ若しくは車体整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヵ月以上(令和6年11月以前上記資格取得者)
高校、専修(各種)学校	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	1年以上(令和7年3月以前上記資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科	8ヵ月以上(令和7年7月以前上記資格取得者)
一種養成施設、認定大学	2級課程	上記整備士資格及び実務経験不要
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科	

特殊(電気装置、車体)

試験日の前日(令和8年3月21日)において、受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)		受けようとする試験に係わる自動車の装置の整備作業に関する実務経験	
		電気装置	車体
一般	下記の学歴などに該当しない者	1年4ヵ月以上	
大学、高専	機械に関する学科、電気又は電子に関する学科		1年以上
一種養成施設、認定大学	2級課程		8ヵ月以上
職業能力開発総合大学校	産業機械工学科		
一種養成施設、認定大学	車体課程	1年4ヵ月以上	実務経験不要

受付場所

一般社団法人 東京都自動車整備振興会

※郵送での受付は行いません。

教育部

渋谷区本町4-16-4(東京都自動車整備教育会館1階)

03-5365-4300

品川支所

品川区東大井1-12-17(品川検査場構内D棟)

03-3471-6931

足立支所

足立区南花畠4-14-4(足立検査場向いD棟)

03-3884-3211

練馬支所

練馬区北町2-8-10(練馬検査場構内D棟)

03-3559-1161

多摩支所

国立市北3-29-8

042-525-9919

八王子支所

八王子市滝山町1-267-6(八王子検査場構内F棟)

042-691-6117

申請時に必要なもの

(1種目毎)

1	申請用紙 (受付窓口にて頒布) 青又は黒インク(ボールペンなど)で記入ください。 消えるボールペンは使用しないでください。
2	受験資格を証明する、証書・証明書又は整備技能者手帳など 【コピー不可】 <ul style="list-style-type: none">•事業主の発行する自動車整備作業実務経験証明書 ※受験資格の必要年数が確認できるもので社印(ゴム印、スタンプ印不可)若しくは代表取締役印(会社の実印)を押印のもの ※以前の手続きで提出していても再度必要になります。•学歴などにより実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書・証明書又は修了証書・証明書•自動車整備士資格は、検定合格証書・証明書 (1級小型の受験者で口述試験から受験する場合は筆記試験合格証明書、実技試験から受験する場合は学科試験合格証書) <p>※上記の内容が自動車整備技能者手帳に確認印済みの場合には、手帳のみの提示で確認できます。</p>
3	受験票用の証明写真 (4.5×3.5cm) 1枚 ※定形外の写真では受付、受験できません。
4	郵便はがき2枚 (受験案内・合否通知に使用します。宛先宛名を明記し裏面白紙のもの。) ※1級小型受験者は、4枚(筆記試験合格者で口述試験のみ受験する場合は2枚) 学科試験と実技試験を続けて受験する場合は、学科(口述)試験合格後に実技試験用案内はがき2枚を別途提出していただきます。
5	受験手数料(現金) 学科 7,200円 1級小型のみ 学科 9,300円 実技 14,000円* ※学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科(口述)試験合格後に受験手数料を6月1日～6月5日の期間で納付していただきます。
6	はんこ 申請者(受験する本人)のはんこ

郵送サービス (学科試験のみ)

学科試験合格証書の郵送を希望される方は、申請時に140円切手を添えてお申込みください。
(なお、合格証書を直接受領される場合は、教育部(渋谷区本町)で4月16日(予定)以降に交付いたします。)

試験会場について

緊急時等により変更があった場合には——ホームページ
<https://www.tossnet.or.jp/>
より告知しますので、ご確認よろしくお願ひいたします。

[TKP市ヶ谷カンファレンスセンター]
新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷ビル

(アクセス)
JR総武線 市ヶ谷駅 徒歩2分
東京メトロ南北線 市ヶ谷駅7番出口 徒歩1分
東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅7番出口 徒歩1分
都営新宿線 市ヶ谷駅4番出口 徒歩2分

アクセスマップ



注意事項

～試験運営に、ご協力をお願いいたします～

- ① 試験会場へは電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。
(駐車場はありません。二輪車を含む自動車での来場は禁止します)
- ② 試験会場や付近住民に迷惑が及ぶ違法駐車や、不謹慎な行為などをした受験者は試験を失格にします。
- ③ 会場内は禁煙です。また食事もできません。ゴミはお持ち帰りください。
- ④ 種目別に時間を分けて試験を実施しますので、入室及び試験時間以外は試験会場及び廊下などへの入場を禁止します。
- ⑤ 試験開始から30分以上遅刻した場合、受験できません。
- ⑥ 受付期間終了後は、申請書・手数料などの返還はいたしません。

★申請書・ハガキの記入は青又は黒インク(ボールペンなど)を使用し、キレイにわかりやすくご記入ください。
(氏名・生年月日など判読できない場合があります。)
消しゴム(摩擦熱)で消えるボールペンは、絶対に使用しないでください。

登録試験を受験される方へ

自動車整備士の資格を取得するためには、国土交通省が実施する「自動車整備士技能検定試験」の学科試験と実技試験の両方に合格する必要があります。

登録試験（学科）に合格すると、**検定試験**（学科）が2年間免除されます。その免除期間内に実技試験に合格し、国へ学科試験及び実技試験の免除申請をする必要があります。

当会が実施する「自動車整備技術講習」を修了すると実技試験が2年間免除されますが、自動車整備士技能検定規則の一部改正により、令和9年1月1日以降、資格体系が改正されます。この改正により、**現行制度※1 の自動車整備士資格を対象とした自動車整備技術講習は、令和8年度第1期（4月～9月）で終了します。**

令和8年度第2期（10月～3月）からは、新制度※2に基づく講習となります。

現行制度※1と新制度※2の整備士資格は異なる資格体系となるため、新制度※2に基づく講習を修了しても現行制度※1の整備士資格の実技免除にはなりません。整備士資格取得の際は免除期間にご注意ください。

資格体系の改正

現行制度※1

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級大型自動車整備士（※）
	一級小型自動車整備士（※）
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

新制度※2（令和9年1月1日以降）

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体・電子制御装置整備士（※）



自動車整備士資格の申請（全部免除申請）について

★自動車整備技能登録試験（**登録試験**）は、民間が行う試験です。

★自動車整備士技能検定試験（**検定試験**）は、国土交通省（国）が行う試験です。

登録試験に合格された場合は、国への申請（全部免除申請）をしないと国家資格である自動車整備士資格は取得できません。

合格発表について

▶ 学科（筆記）試験 令和8年4月7日（火）予定

▶ 学科（口述）試験 令和8年5月26日（火）予定

振興会本部及びホームページ（TOSSNET）にて合格者の受験番号を掲示します。合否通知用はがきは発表日以降に発送します。

受験案内について

受験案内のハガキは3月9日に発送予定です。3月19日までにハガキが届かない場合は、お問い合わせください。なお、1級小型の受験者で筆記試験合格者（免除者を含む）への口述試験の受験案内は5月上旬に発送予定です。

自動車整備技能登録試験東京地方委員会 一般社団法人東京都自動車整備振興会 教育部内

東京都渋谷区本町4-16-4 TEL: 03-5365-4300

<https://www.tossnet.or.jp/>